平成２９年（フ）第１９号
静岡県下田市河内751番地の１　第一蓮台寺荘201号
債務者　畠中　憲幸
１　決定年月日時　平成29年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　静岡地方裁判所下田支部

平成２８年（フ）第６３０号
名古屋市名東区明が丘46番地　パークサイド明が丘Ａ棟
債務者　荒木美千代
１　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５１１号
愛知県小牧市久保本町73番地１
債務者　倉知　真樹（旧姓齊藤）
１　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５５３号
愛知県小牧市中央２丁目35番地　カリビアンマンション203号
債務者　橋本　定子
１　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６３４号
愛知県海部郡大治町大字花常字フケ74番地　デュープエルク103号
債務者　黒木　和朋
１　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０５号
滋賀県守山市立入町230番地１ニナジーパレスＡ棟101号、事業所所在地滋賀県守山市吉身４－５－51
債務者　ＢＭ守山景品交換所こと　鈴木久爾子
１　決定年月日時　平成29年５月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０６号
大津市坂本３丁目18番71－202号　ルネ叡山
債務者　住吉　秀和（旧姓内倉）
１　決定年月日時　平成29年５月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３１号
大津市昭和町４番28号
債務者　太田　　守
１　決定年月日時　平成29年５月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２号
滋賀県長浜市余呉町中之郷1647番地
債務者　山路　匡章
１　決定年月日時　平成29年５月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第３６８号
京都市伏見区桃山町大島38番地２　桃山南団地１棟202号
債務者　石田　俊信
１　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３６９号
京都市伏見区桃山町大島38番地２　桃山南団地１棟202号
債務者　石田志づ枝
１　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第３７０号
京都市伏見区桃山町大島38番地２　桃山南団地１棟202号
債務者　石田　恵理
１　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２７４号
広島市中区江波栄町10番９号
債務者　松崎　弘泰
１　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４号
広島県庄原市川手町336番地１
債務者　浜崎　謙二
１　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　広島地方裁判所三次支部

平成２９年（フ）第５５号
徳島県徳島市佐古四番町５番11－312号　シティハイム佐古、旧住所徳島県板野郡藍住町住吉字逆藤27番地１
債務者　田中　勝真
１　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６０号
徳島県徳島市福島２丁目４番60－204号　ステューディオ福島、旧住所徳島県徳島市多家良町吉田10番地の12
債務者　樫本　陽香
１　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４４号
福岡県飯塚市若菜198番地１　サンムーンスター若菜103号
債務者　渡部　貴史
１　決定年月日時　平成29年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部